時事新報定價

時事新報ハ一年三百六十五日一日モ休刊セズ其代價遞送料廣告料ハ左ノ如シ

一枚二錢〇一個月前金五十錢〇三個月前金一圓五十錢〇六個月前金三圓〇一個年前金六圓

〇時事新報社ヨリ直接ニ郵便ニテ配送スルモノニ限リ本文定價ノ外ニ一個月二十六錢ノ遞送料ヲ申受ク

時事新報廣告料前金一行ニ付

一行廿四字詰	一行ニ付一日	二日以上六日迄	七日以上十五日迄	十六日以上
自一行至十行	十錢	八錢	七錢二厘	六錢八厘
自十一行至卅行	九錢	七錢	六錢三厘	五錢九厘五毛
三十一行以上	八錢	六錢五厘	五錢八厘五毛	五錢五厘

時事新報

米國の政治社會（前號の續き）

クレヴランド氏が就任の當日公衆の面前に約束したる官吏任免一條は果して約に違はず爾來公正嚴格を旨としたるは明白の事實なり從前の文官試驗委員なる者を一新して更に選叙の法を明にし人を採るに唯能不能と以てして其間に黨派若くは私縁の恣と交へざりしより民は縁故者中殆にこれを怨望して何にか流言を放ちたる杯一時は其評判高く、同派中の失意者と反對の合衆黨と陰然相結んで種々の惡評も世に行はれたりしあれとも今日に至りては何人も又氏に違約の譏謗と構ふる者なし或は反對黨の人々が氏は嚢に官吏の任免を嚴正にす可しと爾かも大袈裟に吹聽しながら今日依然私門を開て窃に人を納るゝの偏頗を爲さざるやと暗に之を詰責して氏と傷けんとする者もなる如くなれども黨派爭ひの烈しき國に在りては斯る流言譏謗は毎度の事なり唯局外中立の見と以て評すれば從前合衆黨が久しく政權を握り居たる當時に較べ官吏の任免上に行はれたる腐敗の空氣を洗除したるは事實に於て爭ふ可らず近く其一例を證するに氏が就任の其年七月より翌千八百八十六年の六月に至るまで一週年度の間に新に恩給を授けて退職せしめたるの文武官吏其數四萬八百五十七人なりし此の如く恩給を受くると與に同時に官職を解かれたるの人員は實に千八百六十一年有名なる大統領リンコルン氏就任の當日以降今回を以て最も多數と爲すと云へり即ちクレヴランド氏が非常の英斷を以て文武其職に堪へざるの官吏を淘汰しゝる第一の證據にして隨て新任の官吏を採るに嚴正は盲と失はざるを推して知る可し

次に財政の改革に於て氏は最初に質素節儉を旨とし政府の冗費を省て國民に租稅の負擔を輕めんと約したる其約束に背かず千八百八十六年六月を以て終る會計年度の尋常歲出は之と前年度に較べて一千七百七十餘萬弗と減少したれども尙ほ之に止まらず年と逐ふて政府部内の費目と節約するは氏の胸算に存する所なるに一方國庫の收入を如何にと云ふに歲々唯增加して政府は其過剩金の處分に苦むのみなり即ち過日の歐書にも見えたる如く本年六月三十日は決算に至らば國庫歲入の過剩金は積んで一億四千萬弗に達するの計算なるが故に唯單に歲出を節約そるのみにては倍々國庫に金と充滿せしむるの不便ありとして今は歲入額輕減の工風に[illegible]既に關税の一部若くは全体を輕減[illegible]政府に年々の[illegible]からしめんとの[illegible]に[illegible]したるは[illegible]れの處よ[illegible]末なり[illegible]る[illegible]如く[illegible]國會に歎書と送りた[illegible]二度目[illegible]回の書に[illegible]に財政改革の必要と警告し尋で第二回の書に又其理由を反覆陳辨したれとも爾かも堂々大議論より割起して關税輕減の利を剴切に述べたるは今回は歎書を以て第一と云はざる可らず回毎に徐々足を早めて百尺竿頭更に一歩を進めし先たるは氏の取る所の主義綱領確然動かざるの證據にして就任の當日公衆に誓ひたる其言葉と爾來三年政治社會に執る所の其行爲と少しも撞着と顯はさゝるは氏は美德にして政治家の本色は實に斯くあり度き者なり特に關税と減ずるの一事は取りも直さず全國の製造家を悉く氏の政敵に變せしむるの擧動にして多數の興論勢力を有するの國に於ては政治家の爲めに甚だ執らざるの手段なるに氏の大膽これをも憚らず初よりして關税減少の說を持し少しも動く所あらざりしは尋常の政治家が世論に阿諛して己れの節操を變ずる者の比に非ず今回の歎書を見るに曰く關税と減ぜられて不利益の地位に立つ者は獨り製造業に從事するの仲間なれども之を他の各種職業の人口に比較するに其數極めて僅少なれば今日の如く高價の關税を賦課して外品の競爭と防がんとそるの政策は恰も少數の利益を保護するが爲めに強て全國多數の人に高價の物品を購はしむるの姿なきに非ず今の法に於て製造家の利潤は大なるとならんと雖も何ぞ料らん一方に消費者として市場に物品を求むれば其價の中に既に無きの利潤を奪ひ去られて囊中餘そ所なからんとは關税の減少斷じて行ふ可しと理の一點に於ては尤の次第なれども實際米國製造家の政治社會に有するの權力は殆んど宏大無邊にして縱令へ人口面の數に於ては僅少の種族とそるも政治の局面に當りては勢ひの盛んなる之より恐る可き者なきに氏の英斷は飽くまで關税減少の說を持して敢て世論に屆せざるもの〻如し事の成否は論せざるも政治家として氏の度胸の大なるは感服に堪へざるなり

要するに氏の就任以來既往三年の其間に實地施行したる政策と又其當初に公言したる約束と互に追隨して相戻らざるは明白なるのみならず施政の方針も今日に在りては全國の人心に副ひ誰とて氏の失政を咎むる者もあらざれば向後數年依然として國民の信用を享けながら政府に立つは容易なる可きに米國憲法の掟として本年の十一月には氏も一たび其任を解き撰擧の爭を爲さざる可らず氏は今日の人望に加ふるに其功名心を以てして再度の撰擧に故なく高踏するとはならざらんあれども反對黨も亦前回失敗に懲りたるの後なれば大に氏よ競爭して現政府を合衆黨の手に取戻すの覺悟なるは勿論なり隨て其勝敗如何んは預め知る能はずと雖も政治上の交代當に迅速輕快にして少しも間斷わらざるは米國の爲めに賀せざるを得ず氏の今回の施政は僅々三年なるに其事業の着々擧がりたる者亦尠からず是れ一つには氏が有爲果敢れ德に因る者ならんなれども抑も〻米國政治社會の空氣平生新鮮にして決して政治家の腐敗を許さざる者與りて力ありと云はざる可らず縱令へ氏と雖も永く政權と掌握し傍より取つて之に代はらんとするの競爭者なからざりせば遂に因循姑息に流れて鼻屎の政治家に終はらんやも知れ難し政權の授受と圓滑にして敢て之と政治家の私にせしめざるの風を養ふは國の爲めに甚だ大切なることゝ知る可し（完）

官報

朕明治十五年度ノ歲計決算ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

明治二十二年一月二十一日

內閣總理大臣伯爵伊藤博文

大藏大臣伯爵松方正義

勅令第二號

明治十五年度歲計決算

歲入

經常歲入

第一款	租稅	金六千七百七十三萬八千五百三十五圓三十八錢五厘
第一項	海關稅	金二百六十一萬三千二百九十圓九十三錢五厘
第二項	地稅	金四千三百三十四萬二千百八十七圓八十七錢六厘
第三項	鑛山稅	金一萬八千八百五圓八十五錢九厘
第四項	北海道物產稅	金八十六萬四千七百十一圓七十三錢五厘
第五項	酒造稅	金千六百三十二萬九千六百二十三圓五十七錢九厘
第六項	醬油麴營業稅	金四萬七千二百圓四十錢
第七項	煙草稅	金二十八萬八百四十九圓四十錢九厘
第八項	證券印紙稅	金八十七萬二千七百九十四圓四十七錢七厘
第九項	郵便稅	金百六十一萬二千九百八十四圓八十二錢四厘
第十項	訴訟罫紙稅	金十六萬六千九百十六圓三十七錢五厘
第十一項	代言免許料	金一萬二百七十圓
第十二項	船稅	金十三萬五千二百十九圓四十五錢四厘
第十三項	車稅	金四十五萬三千八百六十九圓十八錢三厘
第十四項	會社稅	金四十三萬五千九百七十四圓四十五錢七厘
第十五項	銃獵稅	金八萬五千八百九十二圓十五錢
第十六項	牛馬賣買免許稅	金八萬七千七百十九圓六十四錢六厘
第十七項	賣藥稅	金三十六萬四千九百四十二圓四錢二厘
第十八項	度量衡稅	金二千四百二十九圓二十二錢一厘
第十九項	版權免許料	金四千三百七十五圓九十五錢九厘
第二十項	海外旅券其他免許手數料	金四千四十九圓六十九錢一厘
第廿一項	舊稅追納	金四千四百二十八圓十一錢三厘
第二款	作業益金	金百八十二萬八千二圓十二錢六厘
第一項	內務省製藥	金千百二十八圓七十九錢八厘
第二項	大藏省造幣	金四十六萬二千六百六圓七十八錢一厘
第三項	陸軍省兵器製造	金二百十三圓三十九錢六厘
第四項	海軍省造船	金千三百二十六圓二十八錢七厘
第五項	海軍省石炭	金四千八十圓四十八錢七厘
第六項	農商務省鑛山	金千七百五十七圓二十九錢八厘
第七項	農商務省鐵道	金一萬千五百五圓八十二錢二厘
第八項	農商務省製作	金六萬四千百六十二圓六十五錢
第九項	工部省鑛山	金二十七萬五千九百三十八圓七十二錢九厘
第十項	工部省鐵道	金九十一萬三千八百四十五圓九十五錢九厘
第十一項	工部省電信	金九萬五百四十一圓九十一錢四厘
第十二項	工部省工作	金七百四圓十四錢八厘
第十三項	工部省採油	金六十九圓八十三錢三厘
第十四項	廣島縣鑛山	金百二十圓二錢四厘
第三款	雜收入	金三十二萬二千三百三十五圓六十三錢三厘

第一項 [illegible]
第二項 [illegible]
第三項 [illegible]
經常[illegible] 十三[illegible]
臨[illegible]
第一款 諸返[illegible]
第一項 [illegible]
第二項 [illegible]
第三項 [illegible]
第二款 雜收[illegible]
第一項 [illegible]
第二項 [illegible]
臨時歲[illegible]
歲入總計金[illegible]圓八錢
三錢一厘

雜報

〇貿易協會の建[illegible]
協會にては今明[illegible]
議するよし揭げ[illegible]
學校設立に關す[illegible]
春の頃も美術學[illegible]
りしに幸にして[illegible]
術學校設立の事[illegible]
ヱノロサ氏岡倉[illegible]
米後來に於ける[illegible]
昨冬歸朝の後け[illegible]
今彼是評議中な[illegible]
純然其士益と西[illegible]
然るに同協會の[illegible]
のみならず大に[illegible]
ば是非とも別に[illegible]
議そる事に決せ[illegible]
る者は出來るま[illegible]
之に反して我國[illegible]
ず充分に意匠を[illegible]
るより自然其貴[illegible]
云ふ可らざるは[illegible]
せんと欲して模[illegible]
技藝なり今日歐[illegible]
多には全く日本[illegible]
て日本美術は際[illegible]
貿易の繁昌も期[illegible]
して其土益を西[illegible]
易の盛衰に關す[illegible]
の備を十盛とし[illegible]
の繁昌を圖るべ[illegible]

〇砂金輸入 大[illegible]
國產砂金買貫又[illegible]
く增加し凡一個[illegible]
れ之と造幣局に[illegible]
よし現今上等品[illegible]
圖下等二百圓位[illegible]

〇精米器械 岩[illegible]

工手學校廣告

既ニ本月十九日迄ニ入學ヲ申込ミタル者ニシテ去ル二十二日ノ本校入學[illegible]施行後ニ各地方ヨリ出京シタル者[illegible]

故陸軍一等軍醫正松浦安仁

依昨二十四日午前零時三十分於當地死去候ニ付來ル二十七日午後第一時三十分左ノ番地出棺青山墓地ヘ埋葬致候此段爲御知ノ諸君ニ廣告ス[illegible]

實兄岩神昂妻

去二十三日午後二時三十分小石川區小日向臺町一丁目七十五番地ニテ死去[illegible] 來廿六日午後一時出棺佛式[illegible]送

東[illegible] 古[illegible] 家[illegible]